

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第三十七号

##### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十六年広島県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号の様式中「㊸」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号（第11条関係）

措置入院者の症状消退届

年 月 日

広島県知事様

病院名

所在地

管理者名

(略)

(略)

注 1 (略)

2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

3・4 (略)

改正前

様式第6号（第11条関係）

措置入院者の症状消退届

年 月 日

広島県知事様

病院名

所在地

管理者名

㊞

(略)

(略)

注 1 (略)

2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名又は記名・押印すること。

3・4 (略)

別記様式第七号中「㊦」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第8号（第13条関係）

仮退院許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名

(略)

(略)

注 1 (略)

2 「仮退院を適当と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、  
精神保健指定医自身が署名すること。

3 (略)

改正前

様式第8号（第13条関係）

仮退院許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名

(略)

㊞

(略)

注 1 (略)

2 「仮退院を適当と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、  
精神保健指定医自身が署名又は記名・押印すること。

3 (略)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>別表（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>措置入院者等又はその配偶者若しくは当該措置入院者等と生計を一にする扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</u></p> <p><u>イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年七月一日から施行する。

### (経過措置)

2 第二条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、新規則の施行の日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。